

農地転用の許可に係る事務・権限の地方への移譲をめぐる経緯等

①地方分権推進委員会第1次勧告（平成8年12月20日）を踏まえた事務・権限の移譲

- 平成10年農地法改正前の許可権者
 - 2ha以下の農地転用：都道府県知事（機関委任事務）
 - 2haを超える農地転用：国が直接実施
- 平成10年農地法改正（平成10年11月1日施行）以後、現在までの許可権者
 - 2ha以下の農地転用：都道府県知事（法定受託事務）（平成13年3月1日から自治事務化）
 - 2haを超え4haまでの農地転用：都道府県知事（法定受託事務）（国に協議）
 - 4haを超える農地転用：国が直接実施

②地方分権改革推進委員会 第1次勧告（平成20年5月28日）

第2章 重点行政分野の抜本的見直し

（2）まちづくり分野関係

【土地利用（開発・保全）】

（略）

農地開発による面積の増加が見込めず、かつ、一度転用された農地は回復が困難であることから、今後とも農地面積の減少が見込まれる。一方、我が国の食料自給率は主要先進国のなかで最低水準となっており、将来にわたって国民の食料を安定的に供給するため、農地及び優良農地の確保対策を含め農地政策の抜本的見直しが求められている。平成20年度内に予定されている農業振興地域制度及び農地制度の改革にあたっては、下記勧告を踏まえ、取りまとめを行うべきである。

（中略）

また、農地及び森林に係る政策や施策の見直しにあたっては、国は農地や森林の総量を確保する新たな仕組みを構築すべきであり、個別の土地の開発と保全に国がかかわっている農地転用、保安林については、国の権限の移譲、国の関与の廃止・縮小をはかるべきである。なお、農地の公共転用について規制を強化する場合でも、個別の許可に国がかかわらないこととすべきである。

（農地）

○ 将来にわたって国民の食料を安定的に供給するため、平成20年度内に予定されている農業振興地域制度及び農地制度の改革において、農地及び優良農地の総量を確保する新たな仕組みを構築したうえで、次のとおり見直すこととする。

- ・ 農地転用に係る国の許可権限を都道府県に移譲するとともに、国との協議を廃止する。
- ・ 都道府県の許可権限（権利移動及び2ha以下の転用）を市に移譲する。
- ・ 都道府県が定める農業振興地域整備基本方針に係る国との同意を要する協議については、同意を廃止する。

③地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）

第2 地方分権のための制度・運営の改革の推進

1 重点行政分野の抜本的見直し

(2) 地域づくり分野関係

【土地利用（開発・保全）】

(農地)

- 平成20年秋に予定されている農業振興地域及び農地制度の改革に当たって、農地転用許可制度や都道府県と国との協議の在り方については、制度のこれまでの運用状況を検証し国と地方の役割分担を明確にしつつ、国民への食料の安定供給の確保を旨とし、農地の保全確保を図るための国と地方公共団体との合意形成プロセスの整備を含めて、第1次勧告の方向により検討を行う。 〔農林水産省〕

④地方分権改革推進委員会 第2次勧告（平成20年12月8日）

別紙2 個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表

事務・権限	見直しの内容
農業振興地域の整備に関する法律、優良田園住宅建設促進法等に基づく地方自治体から国への協議等	次期通常国会に提出予定の農地政策関連法案において農地の総量を確保する新たな仕組みを構築した上で、農地確保施策の実施状況を踏まえ、第1次勧告で示された農地転用許可権限等の移譲など、国と地方の役割分担の見直しを行う。【第1次勧告関連事項】
農地の転用に関する事務	

⑤出先機関改革に係る工程表（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）

別紙

事務・権限	見直しの内容
農業振興地域の整備に関する法律、優良田園住宅建設促進法等に基づく地方公共団体から国への協議等	第171回通常国会に提出した農地法等の一部を改正する法律案により、農地の総量を確保する新たな仕組みを構築した上で、農地確保施策の実施状況を踏まえ、第1次勧告で示された農地転用許可権限等の移譲など、国と地方の役割分担の見直しを行う。 【地方分権改革推進要綱（第1次）関連】
農地の転用に関する事務	